

尼崎市教育委員会 5月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和7年5月30日 午後3時33分～午後5時18分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	森山 太嗣
	教育長職務代理者	徳山 育弘（日程第1「議案第31号」の途中から出席）
	委 員	太田垣 亘世
	委 員	正岡 康子
	委 員	片谷 勉

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	藤川 明美
教 育 次 長	嶋名 雅之
管 理 部 長	佐々木 修
学 校 教 育 部 長	渡邊 明美
学 校 支 援 担 当 部 長	西田 啓行
社 会 教 育 部 長	橋本 貴宗
企 画 管 理 課 長	西川 欣伸
職 員 課 長	藤原 薫
学 校 教 育 課 長	民谷 洋二
社 会 教 育 課 長	林 直美

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第31号 尼崎市教育委員会職員の被服の貸与に関する規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第32号 職員の人事について
- (3) 議案第33号 令和8年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針について

日程第3 協議・報告

- (1) 学校運営等に関する意見書への回答について
- (2) 尼崎市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後3時35分、教育長は開会を宣した。

森山教育長

本日の日程につきましては、配付いたしております日程表のとおりです。

日程第2「議事」の「議案第32号 職員の人事について」は、会議規則第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員

異議なし

森山教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第32号」は、会議規則第6条の2第1項第1号に該当するため、公開しないことと決しました。次に、日程第3「協議・報告」の「尼崎市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」は内容に個人情報が含まれますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

森山教育長 異議なしと認めます。

よって、「協議・報告」の、「尼崎市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」は、会議規則第6条の2第1項第4号に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました2件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。

森山教育長 それでは、これより日程に入ります。

まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。

4月定例会および臨時会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおります。内容に質疑等がありますでしょうか。

森山教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。4月定例会及び臨時会の議事録を承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

森山教育長 異議なしと認めます。よって、4月定例会及び臨時会の議事録を承認することいたします。次に、日程第2「議事」の「議案第31号 尼崎市教育委員会職員の被服の貸与に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

職員課長 職員課長でございます。

議案第31号「尼崎市教育委員会職員の被服の貸与に関する規則の一部を改正する規則について」につきまして、ご説明申し上げます。

当該規則につきましては、市長事務部局における「尼崎市職員の被服の貸与に関する規則」に準じた規則、また運用となっているため、市長事務部局の改正内容を踏まえた改正手続きを行うものでございます。

それでは、まず改正理由について、ご説明申し上げます。

教育委員会では規則に基づき、工事設計や施行等を行う技術員や学校校務員に対して、作業服として夏期用に長袖ジャンパーの貸与を行っております。

一方、近年の夏の外気温上昇により、作業服を貸与している職員等から空調服の導入及び貸与について要望がなされていまして。

市長事務部局でも同様の要望があり、市長事務部局における一部の所管課にてテスト導入を実施するとともに意見を募り、貸与について検討が行われた結果、空調服の必要性について認められ、空調服を導入することとなりました。

教育委員会におきましても、他の任命権者において既に空調服の貸与が始まっていることを踏まえ、職員の熱中症対策を目的として空調服を導入することとなったことから、本規則を改正するものでございます。

また、今回の改正にあわせ所要の文言整理を行うものです。

次に具体的な改正内容につきましてご説明申し上げます。

お手元の資料の2ページをお開きください。

尼崎市教育委員会職員の被服の貸与に関する規則に係ります新旧対照表を記載しております。

現行規則の別表第6項のとおり、専ら屋外での業務並びにこれらに類する業務に従事することをとする職員に冬期用の防寒服を貸与しているところですが、今回導入する空調服も季節性の被服であることから、別表に掲げる品名の分類から鑑みて、別表第6項に規定することが最も適当であると考えられるため、別表第6項の品名に、夏期用として空調服を追加しております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 森山教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。
- 正岡委員 購入数量はどれくらいか。
- 職員課長 購入にあたって今後調査をし、需要を見極めた上で発注を行うという予定にしております。
- 正岡委員 試験的に着用した人の感想は聞いているか。
- 職員課長 私自身、試しに着用したことがありますが、非常に快適でした。
- 片谷委員 バッテリーはどれくらい時間がもつのか。
- 職員課長 一般的なものでは5時間程度もつと聞いていますが、半日程度は持つものでないと作業的に不便だと思われるので、今後、予算の範囲の中で最も適当なものを選別したいと考えております。
- 片谷委員 空調服はバッテリーを交換する形で使えるということか。
- 職員課長 そのとおりでございます。バッテリーは所属で管理しメンテナンスを行うということになりますので、あくまで貸与するのは扇風機を取り除いた服の部分ということになります。
- 太田垣委員 空調服は夏も冬も使えるということか。
- 職員課長 空調服は夏に使用するもので、冬は防寒服を貸与するものでございます。
- 太田垣委員 空調服は、暖房がでるといったものではないということか。
- 職員課長 そのとおりでございます。空調服は夏を涼しく過ごすためのものになります。
- 太田垣委員 空調服の値段はいくらくらいか。
- 徳山委員 モンベルだと3万円くらいする。

職員課長 導入予定のものはもう少しリーズナブルなもので、バッテリー含め1万円しない程度のもを想定しております。

森山教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第31号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

森山教育長 異議なしと認めます。  
よって、「議案第31号」は原案のとおり可決いたしました。ここで職員の入替えを行います。

森山教育長 次に、日程第2「議案」の「議案第33号 令和8年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長でございます。  
議案第33号「令和8年度使用 尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針」についてご説明させていただきます。  
このたびご審議いただく基本方針は、9・10ページの「義務教育諸学校」及び11ページの高等学校・特別支援学校高等部でございます。  
12ページからの説明資料にて、教科用図書採択についてご説明いたします。  
まずは、教科用図書の採択の仕組みです。13ページをご覧ください。中ごろにあります、尼崎市教育委員会において、採択の基本方針を決定したのち、教科用図書選定委員会及び各専門部会を組織します。各専門部会において、採択に関わる教科用図書について調査研究を行いその調査結果を選定委員会に報告します。その選定委員会からの報告を教育委員会が受けて、審議し、採択を行うという流れとなります。  
また、市立高等学校等については、各学校にて選定委員会が組織されるため、申請を受けて、審議し、採択を行います。  
こうした、教科用図書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」施行令第14条により、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までにを行うことが定められています。  
続いて14ページをご覧ください。小学校、中学校については4年に一度の採択替えになるため、今年度は昨年度に採択されたものと同一のものを採択します。  
また、市立高等学校及び特別支援学校高等部については、採択期間に関する定めがないため、毎年度、採択替えをすることができます。さらに、特別支援学級及び特別支援学校において使用する「附則第9条本（一般図書）」については、児童生徒の障害の程度が多様であり、教育課程も特別であることから、その実態に応じて毎年度に採択替えを行う必要があり、文部科学省や県教育委員会からの資料も参考に、個々の児童生徒の学習に適した図書を選定し、その報告に基づき、教育委員会で採択することになっております。  
続いて、採択までの流れと日程をご説明いたします。本日の定例教育委員会において「令和8年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針」を審議いただき、それに基づいて、6月6日（金）に第1回教科用図書選定委員会を開催いたします。また、専門部会は、6月9日（月）に第1回を全体会として開催し、その後、期

間中にそれぞれの専門部会を開き、調査研究を行います。7月4日（金）に第2回の選定委員会を開き、各専門部会からの報告を受け、教育委員会に対する報告書を作成いたします。そして、選定委員会から提出された報告書（義務教育諸学校）・申請書（高校・特別支援学校）と、教科用図書の見本等を教育委員の先生方に事前にご覧いただき、7月28日（月）の定例教育委員会において、採択いただきたいと思いますと考えております。

それでは、教育委員会で審議していただく、尼崎市の基本方針についてご説明いたします。ここからは、義務教育諸学校、高等学校及び特別支援学校高等部に分けて、説明させていただきます。9ページにお戻りください。「令和8年度使用尼崎市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針」となっております。基本方針の最初の4行につきましては、教科用図書の採択における基本的な理念を記載しております。「第2次尼崎市教育振興基本計画」など尼崎市の教育における基本方針を踏まえることで、尼崎の子どもたちの成長を促す教科書を公正に採択するものであります。1から4には、採択についての基本的事項や考え方等を記載しております。

今年度採択すべき教科用図書についてご説明します。5をご覧ください。採択すべき教科用図書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律および施行令」の定めに従い、(1)、(2)の小学校教科用図書、中学校教科用図書については、令和6年度と同一の教科書を採択いたします。(3)の特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級において使用する、「一般図書」について、選定し採択いたします。

続いて、10ページをご覧ください。選定にあたっての評価項目を示しております。検定本に関しては、評価の変更はございません。

次に、11ページをご覧ください。こちらは尼崎市立高等学校及び尼崎市立特別支援学校高等部用教科用図書の採択に関する基本方針となっております。こちらについても「義務教育諸学校」に準じた内容となっておりますが、先ほどもご説明した通り、各学校に設置する教科用図書選定委員会が、それぞれの教育課程に適した教科用図書を調査審議し、選定した教科書を申請し、この申請に基づき、教育委員会で採択していただくこととなります。

最後になりましたが、参考資料といたしまして、15・16ページに「尼崎市立学校教科用図書選定委員会条例」、17～20ページに「県の基本方針」、21ページに、「令和8年度使用尼崎市立学校教科用図書」採択教科の種目一覧、22・23ページに、小学校及び中学校における「令和7年度使用教科書一覧」、24ページに「第4期 ひょうご教育創造プラン（概要版）」、31ページから「教科書採択事務処理」に関する文科省の通知をつけております。

尼崎市の採択基本方針について審議して頂き、承認をお願いいたします。以上で教科用図書採択の方針についての説明を終わらせていただきます。

森山教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 今回は教科書の選定を実施する年ではないという認識でよいか。

学校教育課長 そのとおりでございます。

学校支援担当部長 高等学校は毎年選定があります。

- 徳山委員 高校の教科書の選定は難しい。
- 片谷委員 私も先ほど説明を受けたが、選定の中で軌道修正できるようなものでもないと思う。
- 徳山委員 委員就任後、初めて選定をした年は、「ごんぎつね」を8社読み比べて終わったのをよく覚えているが、内容を全部読まなくとも、教育委員として見ないといけないのは、そこに不正がないかどうかの確認ということだ。選定委員会は、この教科書がいいとかを書いたらすごく問題らしく、選定するのは教育委員会だということで、西宮市の教育長には、我々は説明を受けずに教科書を読んで教科ごとに投票して、それを多数決で決めていると言われたが、それは、現場の意見を聞いてなさすぎやと僕は思う。  
実際選定の中では、教科書会社が全社見にくる中で下手な発言もできないので、何を発言するかを打合せ合わせするのに時間がかかる。一番大変なのは、多分、すべての教科書を読み込んで数時間説明することになる学校教育課長だと思うが。
- 片谷委員 教科書選定基本方針に前年度からの変更点はないのか。
- 徳山委員 評価項目のICTについては、去年かおとしに入っただけである。最近の教科書にはQRコードがついていて、タブレットで読み込んで音を再生したり、朗読ができたりとかする。
- 片谷委員 教科書選定基本方針自体は変更なくて、その中の評価項目といった細かいところが時勢に応じて変わっているということか。
- 学校教育部長 教科書選定基本方針は大きく変わらないのですが、徳山委員おっしゃるように小学校中学校の検定本の教科書採択の年については、その時々学習指導要領が変わったりなどで教科書の内容が変わることがございます。先ほどお話がありました採択の項目についてもICTやユニバーサルデザインは、最近入ってきたものになります。県の基本方針を資料につけておりますが、県の基本方針がでて、それに基づいて市の基本方針を定めるといった形になり、その都度、教育委員の方にご審議いただいているということがございます。今年度は大きな採択替えはございませんので、昨年度とほぼ変更ないものとなっております。
- 徳山委員 全部の会社の教科書のそれぞれの評価が書かれた大量のA3の表があって、それを評価項目に基づいてみていくことになる。
- 片谷委員 選定のスケジュールみると令和9年にあるということか。
- 学校教育部長 そのとおりでございます。高等学校は毎年選定がございます。
- 太田垣委員 14ページの確認だが、選定委員会と専門部会の委員はいつ決まるのか。
- 学校教育課長 選定委員会については、学識経験者の了解や現場の校長先生の推薦をいただき、決定してきているところでございます。
- 太田垣委員 委員は毎年違う人じゃないといけないのか。

- 学校支援担当部長 委員は毎年変えないといけないということはございませんが、現状は学識経験者など大体同じような方が、ずっと続けてされておられます。
- 学校教育部長 小中学校につきましても、毎年選定委員は決定しております。学校教育課長が申しましたように、学識経験者の方に教育委員会事務局から依頼したり、校長会から推薦いただいたりしております。選定委員会は条例に基づいた附属機関でございますので、女性登用率が 40 パーセント以上ですとか、同じ附属機関には 10 年までといった条例に基づく附属機関としての規程による条件がございます。
- 徳山委員 話を聞いているとこの選定委員がいちばん教科書会社から狙われやすいのではありませんか。教科書が選定されたら、その市の全部の教科書を取れることになるので。そこに不正が入らないように僕らがどうやってチェックできるかなのかと思うのが難しい。
- 正岡委員 教科書が採択された 4 年間の途中で、現場で教科書を使われている先生方が集まって意見交換するといった検討会議はあるのか。
- 学校教育課長 この教科書の使われ方に関してだけの会議はございませんが、毎年度、例えば教科研究会の集まりで教科書に関する情報の情報交換であるとか、意見交換をすることはあります。
- 正岡委員 話し合いの結果は、委員会にあがってくるのか。
- 学校教育課長 研究会には学校教育課の指導主事も参加しているため、意見については教育委員会に確認したり、持ち帰ったりすることはございます。
- 学校教育部長 例年については、そういった各教科研究会からご意見いただくということがございますが、採択替えの年には、前年度に校長会にお願いして各教科研究会からご意見をいただくということで様子を配布して集約することで現場の意見を聞いているというところがございます。
- 正岡委員 初めて私が教科書選定をしたときには、教科書に QR コードがついているものは数が少なかった。4 年間の間に ICT はすごい勢いで変わっていったりするので、実際に使っていらっしゃる現場の先生方の意見が次の選定に反映されるようなシステムがあればいいなと思い質問した。
- 片谷委員 教科書の改訂は、どういったスパンで行われるものなのか。
- 学校教育課長 教科書改訂につきましては、学習指導要領の改訂を受けてであるとか、例えば何か新しい事実や学説であるとかが変わった場合、教科書会社はその改訂内容を受けて教科書を改訂します。
- 片谷委員 教科書会社によって改訂するタイミングがまちまちということか。
- 学校教育課長 学習指導要領は 10 年に一度改訂しますので、そのタイミングで改訂されることとなります。
- 片谷委員 次の年は、同じ教科書会社で改訂された教科書が配られるということか。

- 学校教育部長 採択周期の表をご覧ください。令和元年と令和2年の間及び令和2年と令和3年の間にあの太い線が入っております。これが学習指導要領の改訂の年になります。学習指導要領は何年か前に告知されますので、その内容を受けて教科書会社が新しい教科書を作成し文科省の検定を受けて、検定に合格したものだけが、この採択替えの時に出てきます。その教科書を教育委員会で選定するということになります。教科書は4年に一度、学習指導要領の改訂は10年に一度になるので、改訂と採択替えの年のタイミングにズレが生じます。この端数の2年で学習指導要領の改訂がある時には、教科書を変えるのか、そのまま継続するのか、その時ご審議いただくことになります。移行期間では学習内容の学年が変わったりすることもございますので、移行期間に応じた補助教材を発行されることもございます。
- 徳山委員 文科省の教育委員向けの研修が年2回ぐらいあって、そこに行ったら松本市長みたいな優秀な官僚が文科省をめぐる最近の動きをすごいスピードで説明してくれる。
- 森山教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第33号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。
- 教育委員 異議なし
- 森山教育長 異議なしと認めます。  
よって、「議案第33号」は原案のとおり可決いたしました。ここで職員の入替えを行います。
- 森山教育長 次に、日程第3「協議・報告」の「学校運営等に関する意見書への回答について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。
- 社会教育課長 社会教育課長でございます。着座にてご説明させていただきます  
それでは、日程第3 協議・報告(1)「学校運営等に関する意見書への回答」につきまして、ご説明申し上げます。  
尼崎市立尼崎高等学校運営協議会より、尼崎市学校運営協議会の設置等に関する規則第6条及び尼崎市学校運営協議会の設置等に関する要綱第3条に基づき、尼崎市教育委員会に対し、「学校運営等に関する意見書」の提出がございました。  
意見書の内容及びそれに対する回答(案)につきましては、「学校運営等に関する意見書への回答について(案)」にてご説明させていただきますので、資料をご覧ください。それでは、内容を読み上げさせていただきます。  
【意見書①・②の内容】です。  
① 3校それぞれの特徴をどのように進めていくか、市長、教育長の方針を示していただきたい。例えば、「尼崎高校はこのような高等学校になってほしい」と具体的な方向性を示していただきたい。そしてその方針に基づく施策をお願いしたい。  
② 教育委員会内の各部署間および各部署と学校(校長)との密接な連携ができていないのではないかと。高校教育課の効果的な運用と活用をお願いしたい。  
【意見書①・②に対する回答】です。  
学校教育法施行規則の一部改正(令和3年3月31日)により、スクール・ミッションの策定・公表が義務づけられたことを受け、本市では、『自ら考え、主体的に行動して、責任をもって社会変革を実現していく能力や姿勢を目指す』ものとして「Agency」をスクール・ミッションと定め、令和4年3月28日に策定いたしました。  
また、各学校が定めるスクールポリシーにおいて尼崎高等学校では、「文武両道」をモットーとして、教育活動の指針に沿った学校運営を進めております。一方、国に

においては、高校授業料を無償化するという動きがあるなか、私立高等学校に生徒が集中するという懸念があり、公立高等学校を持つ兵庫県や本市においても定員割れに対する対策を講ずる必要性に迫られております。尼崎高等学校では、体育科や普通科の国際総合類型といった特色化を図った学校であります。こうした高等学校を取り巻く環境に影響を受けないような魅力ある学校づくりに努めていく必要があります。そのためには、まず第2学区において中学生から選ばれる学校づくりを進める必要があります。例えば国際総合類型を新学科へ転換したり、進学クラスを新たに創設したりするなど「次世代を担うリーダーを育成する学校」へ生まれ変わる改革改善が急務であります。この改革改善の実現には、在任の教職員の活躍が非常に重要であることから、積極的に他の高等学校との交流や研修に参加していただくなど、新たな知見の習得や更なる資質向上を図っていただくとともに、積極的な人事交流も行っていく必要があると考えております。

また、教育委員会内の連携については、高校教育課を中心として遅滞のない情報共有を図るとともに、学校現場へは校長会等を通じた連絡調整を密に行うなど、学校運営が円滑に進むよう支援してまいります。

【意見書③の内容】です。

③ 教育委員会内の職員が短期間で異動する現状の中では、担当部署内での永続的な連携が必要と思われる。例えば、本校の学習指導に馴染まない教員を異動させたにも拘らず、その教員が本校に再配置される事実をどう考えておられるのか。人事の担当者が替わることはやむを得ないことなので、なおさら申し送り事項等の管理を徹底してもらいたい。

【意見書③に対する回答】です。

教職員の配置につきましては、兵庫県教育委員会の「公立学校教職員人事異動方針」との整合性を図りつつ、市立高等学校長からの意見を踏まえながら、兵庫県教育委員会に対して県市間交流等を基本とした人事を毎年度要望する中で行っております。また、市立高等学校間における人事異動につきましては、市立高等学校3校の状況やバランス等を考慮しながら、適材適所の視点から行っているところです。そこで、「次世代を担うリーダーを育成する」という尼崎高等学校のスクール・ミッションの実現に向け、全ての教職員が同じ方向を向き団結し、生徒たちの育ちを支える環境を構築できるよう人事異動に努めてまいります。最後になりましたが、学校運営協議会でご協議いただき、学校運営等に関する貴重なご意見をいただきましたことに感謝申し上げます。今後とも、より良い学校づくりにご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

意見書への回答につきましては、令和7年6月24日（火）開催予定の「令和7年度第1回尼崎市立尼崎高等学校運営協議会」に関係職員が出席し、説明いたします。

なお、これまで尼崎市立尼崎高等学校運営協議会からは、過去2回「学校運営等に関する意見書」が提出されておりますので、これまでの意見とそれに対する回答内容が分かる資料や、尼崎市立高等学校におけるスクール・ミッション及び尼崎市立尼崎高等学校のスクール・ポリシーに関する資料をお付けしております。「学校運営等に関する意見書への回答」についての説明は以上でございますので、よろしくご協議賜りますよう、お願い申し上げます。

森山教育長

説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員

この意見書の①や②が出てきたことにショックを受けたというか、校長先生も学校

運営協議会の構成員で、市立尼崎高校はあれだけ議論を重ねて「Agency」という運営方針を作ったのにご存じないのか。

学校支援担当部長 今の校長は当時高校教育課におりましたので、校長が作ったものとなっております。

太田垣委員 徳山委員と同意見だ。意見書①と②は校長先生がこたえられるものではないのか。

徳山委員 ③の変えるなという意見は、わざとやっているのではないのか。市立尼崎高校では、ずっと同じ先生が居座って、スポーツ推薦とかその先生がいいといった子が推薦を受けられたり、市立尼崎高校のバレエ部とか野球部を卒業したら就職先があるという連綿とした中で、意識消失30分という暴力の体罰が起こって、もう裁判官や警察官と絶対実刑だなど話していても被害届が出ないということがあった。結局、市立高校が双星高校、琴ノ浦高校、市立尼崎高校の3つの学校だけしかなく、人事異動がなかなかない、教育委員会のグリップができないような状態で、そういうことが起こったので、尼崎市も当時かなり強引に人事異動したという経緯がある。こんな意見書が出てくるなんて、どんな空気感なのか回答する側で把握しているか。

学校支援担当部長 ①と②については徳山委員おっしゃるように、各学校にスクール・ミッションとスクール・ポリシーがありますので、それに沿って、学校運営を進めていただけたらいいかなという思いで、最初の4行と次の段でさらっと回答しています。一方で、国の高校無償化のこともあり公立高校が定員割れになるといったことも懸念されますし、3月の代表質疑でも市長が答弁しておりますように、もっと特色化を進めていかなければ、公立高校の存続が危ないということもありますので、中段から、高校無償化にちなんだ学校に対する危機感を含んだ回答にしております。また、具体的にというご質問ですので、一步踏み込んで、体育科の話や国際交流といった普通科の話も盛り込んでおります。これはまだ具体化されたものではないですが、県教委と話をするなど検討を進めていかないといけないというところで、市立尼崎高校にご理解いただくために、あえてこういう回答をさせていただいているという内容になっております。

太田垣委員 もうこの回答は返したのか。

徳山委員 この協議報告の場で了承を得てからになる。

太田垣委員 ①で3校の特色を市長と教育長に聞いているが、地域の人と一緒に決めていくというのが学校運営協議会の目的でもあるので、ここは自分たちもアイデアを出さないといけないことだと思う。ちょうど教育長ともこの話をしていたが、NPOとかこういう団体を学校も寛容に入れてもらえるようにしていただいたら、色んな意見がすぐに出てくるのではないかなと思う。回答する際に、学校の特色を決定するのは、あなたたちでもあるんですよということを気付いてもらえるような回答にしてほしい。

森山教育長 その部分はどうでしょうか。

学校支援担当部長 承知しました。学校が主体となるということを入れて、文章を修正します。

正岡委員 意見書③の2行目に「本校の学習指導に馴染まない教員を異動させたにもかかわらず」とあるが、体罰事件があった後、双星高校に異動された先生が何人かいたが、異

動させたにもかかわらず、再配置するというはどのようなことだと、言っている。この表現が引っ掛かっている。それに対する回答で、県の教育委員会に対して「県市間交流等を基本とした人事を毎年度要望する中で行っております」と記載しているが、県との交流はずっと言い続けていることなので、もう一步踏み込んで考えていただきたい。過去に神戸の高校にこちらの教育委員会から1人、人事交流で行っているが、神戸から尼崎市に人はきていない。今、その先生は帰ってきているのか。

学校支援担当部長 今年、市立尼崎高校に教員として戻ってきております。

徳山委員 市立高校が1校しかないところなんて、人事異動がないからこどもファーストじゃないと思う。どうして連携してくれないのかと思う。

正岡委員 難しいところだと思うが、どうにか風穴を開けることができないかと思う。

片谷委員 学習指導に馴染まないというのは、どういう指導に対して馴染まないということなのか。

嶋名教育次長 高等学校は学校ごとに特色があります。進学に力を入れている高校は、進学指導の得意な先生に、例えばこのクラスの数学の授業をさせたいなどありますし、実業系の先生は技をもっていますが、できることは全然違います。市立尼崎高校は進学に力を入れているので、体罰で異動させたということもあるかもしれませんが、授業の質といったところから何かそういう意図もあるのではないかなと思います。ただ一方で、私は義務教育の学校で校長をしておりましたが、在籍している先生をどう育成するかというのも学校の責任ではあります。そのあたりを踏まえすと、学校運営も教員育成もしないといけない、臨時講師が多いという複数の課題もある中で、色々な思いが混ざりながら書いているのではないかなと思います。高等学校の場合はみんな目的が少しずつ違ったりしますので、そういったことも背景にあるかなと思います。

片谷委員 教育委員会が異動させてまた戻すということだが、どうして戻したのか。どこに異動するのか。

森山教育長 全日制の市立高校が2校しかないので、双星高校へ行って、数年ご経験を積んで、教科の絡みもあって市立尼崎高校へ帰ってくるということを指しているのかと思われます。

片谷委員 そのことが気に食わないということ指して書いているということか。双星高校には何年間行っているのか。

社会教育課長 意見書が出たときに、市立尼崎高校にヒアリングを行いました。過去数年間にこういったことがあったと事例をあげておられるということで、具体的な特定ができない状況でございます。

片谷委員 特定できなければ回答は難しいのでは。

管理部長 先ほど県市間交流の話がありましたが、学校の先生に関しましては、自分の意思をもって尼崎以外の学校に行けるという制度があります。例えば、高等学校であれば県立高校がありますので、県の方に自分自身が行きたいと手をあげ、採用してもらうことによって尼崎市から出て行くというような形があります。一方で、その先生に変わ

るべき人っていうのは、県の方にいる先生が尼崎市に行きたいという先生がいれば、県市間交流が1対1で成り立つんですけども、現状でいきますと、そのマッチングはなかなかうまくいっておりません。これは高校に限らず、義務教育である小中学校も同様の形になっていますので、例えば、国語の先生が出ていっても、実際に来る先生が他の教科の先生が来る、といったことがあります。学校現場からすると、そういった不一致がでてくると、学校の意図する以外のところで負荷がかかってくるというようなことがありますので、こういった形での意見が出てくるというのが実情になっております。だから回答の方が、通り一遍の回答になっているというのは、もう事実として、そういう回答にしかできないという実情です。特に③に関しては、そういった回答をせざるを得ませんで、先ほど正岡委員からもありましたが、神戸市との人事交流ということで、これは尼崎市の方から県を含めた阪神間各市町に積極的な人事交流をさせてほしいと申し入れていますけれども、やはり他都市の方からは、それに対しての受け入れというのがございませぬ。神戸市に関しては一方通行ですけども、こちらの方から神戸市の方へ先生が行っていただいています、現実的には神戸市の方からこちらにというところが今回なかったもので、新たにこちらから神戸市へ送るというようなことをせずに、神戸市との関係は一旦休止するような形となっております。

全般的に市立高校に関しまして、先ほどの①、②の回答にもありますがどうしても、尼崎市の高校の特色という部分で、特に生徒からどう見られているかというところが大きい観点になります。そういった視点の中で、学校を作っていくということになってきます。それによって、先生の活発な人事異動というの、将来的には出てくるかと思うんですけども、現状そこがございませぬ。ここは教育委員会も学校現場においても同様なことがありますので、あくまで推測になりますが方針を示していただきたいというところは、そういったところから出てきているのかなと思われませぬ。

先ほど学校支援担当部長も申し上げましたけれども、高校無償化によって、私立に流れるのではないかという懸念もありますので、そういうことでいうと、この部分の新たな部分の高等学校のあり方というところは、十分に検証していかないといけないというところで、地域との連携を踏まえながら、進めていくことが必要なのかなというところでございませぬ。

#### 森山教育長

先ほど正岡委員からのご発言で県市間交流に1歩踏み込んで、という趣旨のご発言がございました。まだ教育委員会事務局の中で十分に議論をし尽くしているわけではございませぬが、前々から課題認識している点が、現在の市立高等学校の採用試験につきましては、広域的に兵庫県教育委員会の採用者候補者選考試験の合格者ないし補欠名簿搭載者の中から尼崎市の市立高等学校に必要な教科や人数等を県の教育委員会に求め、それに対し提示を受けて面談をして採用するというフレームでして、市で独自採用しておりませぬ。これは、市が独自に採用する選択肢もありますけれども、広域的により広く人材を確保することで、兵庫県の採用試験を受けた方のご提示を求めて、受験者にとっては兵庫県の高等学校で勤務するというところで、受験して合格して市立高等学校でどうでしょうかということによって来られていますので、後に自分としては県立学校に帰りたいという意思表示をして、転出されている。逆に市立学校の方に行きたいという人が少ないというのが現状で、結果としては、過不足が生じている状態と私は課題認識しております。

そこを打破していくチャレンジとしまして、これは私の考えであって議論されていませぬけれども、市立高等学校の教員を一部市費で採用すべきではないかと考えております。人事異動が2か所しかないという現状の中で、独自採用する1つのウリとしまして、その高校の教員が必ずしも市立高校しか勤務しないということではなく、こども青少年局やユースワークに関係する部局、来年4月に開設する児童相談所や福祉部局にも異動できますよということにして、市立高等学校の教員の一部に市の採用枠を設けてはどうかと考えております。もし、そういうことを選択するならば、県の教育委員会から例えば、採用数に不足が生じた時にもう提示しませぬというようなことにならないよう、そこは十分な議論や検討を要するものだとも思っております。あくまで私の試案ですけども、そういうことを検討しないとこれまで数十年来あった課題というのは、解決できないのではないかと。尼崎の教員をやりたいという先生をたくさん

呼び込んで、より魅力がある学校して行くためには、そういう方策も検討して行く必要があると思っているところです。

徳山委員            ことも青少年局に一回行けば、子どもファーストが身につくのでいいのではないかなと思う。

森山教育長            回答文については修正が必要かと思いますが、日程は問題ありませんか。

社会教育課長            6月24日に学校運営協議会があり、そこで回答しようと考えております。

管理部長            次の定例会が6月23日にありますが、その前に臨時会の開催を調整しようとしていたところになります。

森山教育長            本日いただいた意見を踏まえて修正し、再度、報告させていただくことでよろしいでしょうか。

教育委員            了解した。

森山教育長            以上で、本件についての報告は終わります。次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。

企画管理課長            企画管理課長でございます。

「教育委員会5月定例会報告事項」について、ご報告いたします。

お手元の資料、47ページをお開き願います。まず、総務関係でございます。

議会関係では、5月15日に「文教委員会」が開催され、新たに開校予定の尼崎琴葉中学校を制定するための「尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」及び、市立小中学校の児童生徒用端末における「物件の買入れについて」の議案2件を審議いただいたほか、文教委員会協議会で「尼崎市文化保存活法計画（素案）に対する市民意見公募手続について」を報告しました。

また、20日は「尼火会」に教育長が出席、「兵庫県市町村教育委員会連合会定時総会・全県教育委員会研修会」に徳山委員、正岡委員が出席されました。28日は「兵庫県都市教育長協議会」に教育長が出席予定でしたが、急な案件があり欠席となりました。次に、学校教育関係でございます。5月16日に「いじめ問題対策審議会」を、5月29日に「第1回教育支援委員会」を開催しました。次に、社会教育関係でございます。5月23日に「文化財保護審議会」を開催しました。また、5月25日から27日にかけて、奄美×尼崎 AMAフレンドシップ事業開始記念セレモニー等に出席されました。

最後に、今後の主要行事予定表でございます。6月5日に「教育振興審議会」を開催予定です。また、6月7日に「尼崎市公立高等学校合同説明会」が、あましんアルカイックホールで開催予定です。教育委員会については、6月23日に教育委員会6月定例会を15時30分より開催予定としております。報告は以上でございます。

森山教育長            報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

徳山委員            兵庫県市町村教育委員会連合会の定時総会で規約の改正があった。4月の理事会に

参加できなかったのだが、そこで規約改正が提案されていて、この一ヶ月でその規約改正が決定された。それをこの日の理事会で初めて知って、こんな短期間で改正するのかと発言した。改正内容自体は合理的で、今いる常任理事と理事の役員のうち、常任理事を廃止して常任理事が理事となって役員を理事だけにするというもの。理事会と常任理事会と2つあっても理事の人が結局何も分からず、手上げるだけのために来るのは申し訳ないという配慮の下で、教育委員連合会の委員長が発案された。ただそうすると委任状を集めたりだとか事務局の負担が大きくなると思うのでまた改正内容を見といてもらえればと思う。

また、普通、規約改正なら各市町の事務局に投げて、色々調整して意見もらってというやり方になるが、それは全然やってませんと言っていた。ただ異議を唱えているのが僕だけで、教育長方もみんな僕の顔見ながら苦笑いをしていたので、空気を読んで手をさげたのに、終わったあと色んな教育長が僕のところに来て、おかしいですよねとか言っていて、それならその時言ってくれたらいいのには思った。規約改正についても色々指摘があったが、事務局は後で修正しますみたいなことを言うが、結局そのまま決議されてしまった。

森山教育長

2泊3日で奄美尼崎AMAフレンドシップ事業の覚書の締結に、市長とともに行ってまいりました。これは、8月16日から3泊4日で、中学校17校から2人ずつ選出された生徒34人と学校現場の先生5人と教育委員会指導主事2人の合計41人で3泊4日の教育交流事業に参加するというものでございます。その役割分担とかを尼崎市と奄美群島12市町で決めるための覚書締結になります。今回の訪問では、奄美大島と徳之島に行きまして大変な歓迎を受けました。市長のフェイスブックにも記載され、奄美の新聞にも出ささせていただきました。

奄美群島は世界遺産で日本にある世界遺産は5か所ありますが、もっとも直近の2021年に奄美群島と沖縄の北部の一部が指定されております。自然豊かなところで地元愛がものすごかったです。奄美大島の世帯遺産のセンターの中で、ゆっくりカヌーを漕いだのですが、ジェラシックパークのようなところでして、ずっと恐竜が出てくるような感じのところをまわりました。体験活動としてふさわしい場所、ハブがいて入れないところがあったりしますけども、奄美大島や徳之島、与論島、沖永良部島とありますので、向こうと協議しながら、毎年行く場所を変えて、自然体験プログラムを行っていくことになろうかと思えます。徳之島には闘牛もありまして、我々のためにわざわざ牛を連れてきていただきました。またその闘牛に対する住民の方の思いを聞かせていただき、こういう思いがあるんだというのを新たに学ばせていただきました。尼崎と奄美の子ども同士で交流を図っていってもらいたいことだと再認識いたしました。実際としては、毎年やりながら内容を少しずつカスタマイズしていくのがいいかと思えます。

徳山委員

尼崎は奄美の方多いですね。

森山教育長

関西奄美会という会がありまして、もともと尼崎は奄美群島や沖縄の方が多いということで、特に、奄美群島から来られた方の尼崎での活動が活発と言われております。2世3世4世で、4~6万ぐらいの方がいらっしゃると聞いています。4世であれば、実際奄美群島帰ったこともない方もおりますが、ルーツが奄美ということで、その活動が活発ということで、市長のもとで交流を結んでいこうということでの事業化になっております。

太田垣委員

奄美の生徒も尼崎に来るのか。

森山教育長

事業の今のフレームとしては、尼崎市の子どもたちが向こうに行くだけで向こうから尼崎に来るといふところまではございません。

- 太田垣委員 向こうの子どもたちは、義務教育を終えたら都会に行くのか。
- 森山教育長 島内に高校はありますので、高校卒業後は、主には福岡地域の大学に行かれることが多いということでした。徳之島は3町からなっております、それぞれの学校を回りました。一番小さいところは小学校で16人というところもあり、そこは複式学級をしています。初めて複式学級をみさせていただきました。意外と教育のICTが進んでいまして、教育環境やICT環境は尼崎より整備されています。実際タブレットを使って離れた4校5校と授業をしていました。徳之島は特に進んでおり、学ぶべきところも多いんじゃないかと感じました。
- 太田垣委員 国がサポートしている部分もあるのだろう。
- 森山教育長 そうだと思います。子どもたちに色んな刺激を受けて帰ってきてもらって中学生のリーダーを育成していく大事な事業かと考えております。毎年バージョンアップしながら、ご指摘いただいたような部分もカスタマイズされるかもしれませんが、現状は尼崎から奄美に比べて学ぶというところです。
- 太田垣委員 若い人たちはいずれ都会に出て働くことになるだろうから、都会に慣れた方がいいのではないかと思った。尼崎に来たらどこに行っても大丈夫だと思うし。
- 森山教育長 奄美では、多くはないですけども都市部からの山村留学を受け入れており、保護者と一緒に小学生の子どもがその学生と学ぶというのをされているということを知りました。
- 徳山委員 少し前にハイキングに行ったら10人ぐらい子どもがいて、クラスの遠足ですかって話しかけたら全校生徒ですと言われたことがある。一人一人を大事にされるけども離島のほうは、本当に子どもがいない状況だ。
- 森山教育長 行った子どもたちの人生観が変わりうる可能性もあるのではと感じました。
- 太田垣委員 異文化交流ですよ。
- 徳山委員 尼崎の生徒が奄美に住みたがるかもしれない。
- 森山教育長 そういう期待をしている節はあるかもしれませんが。インフラ整備は整っていますけども、教育的な交流以外に地元の経済効果というのも地元は期待しています。またご家族での観光などを呼び込んでいきたいというのも、色んな戦略的にお考えになっているのかと思います。
- 正岡委員 そもそも、この企画が出てきた発端は何だったのか。
- 企画管理課長 発端は、ボートレース場でやっている物産展でして、物産展は色んな県人会の方が地元のものを買ってもらうものですが、その繋がりから派生して教育的な繋がりを持ってないかということで企画されたものがございます。
- 正岡委員 中学校から2人ずつとあったが、個人的な負担はあるのか。
- 森山教育長 生徒の負担はございません。また子どもたちが行って帰ってきましたら、報告書が出てくると思いますので、その時は改めて報告いたします。

森山教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。それでは、ここからは非公開といたします。ここで職員の入替えを行います。

~~~~~以下 議事の大意は非公開とする~~~~~

森山教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、尼崎市教育委員会5月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会5月定例会の議事の全部を終了したので、午後5時18分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会5月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。